

お知らせ

自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの皆様へ
（令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が満了する方）

新型コロナウイルス感染症対策において、厚生労働省より、通知がありました。
つきましては、本県の取扱いとして、下記のとおり対応することとしましたので、ご確認ください。

【取扱い】

- ① 令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が満了する受給者の方は、原則、有効期間が1年間延長となります。
更新申請については、現在お持ちいただいている受給者証の有効期間満了日の1年後の更新時期に行ってください。
- ② 受給者証については、現在交付されている受給者証を引き続きお使いいただけます。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（以下、手帳という）と同時申請を行われている方は、通常どおり手帳の診断書を添付して、受給者証の有効期間が切れる前に同時申請を行ってください。
令和2年3月1日以降で受給者証の有効期間が切れている場合は、同時申請はできません。手帳についてのみ更新できます。受給者証については、更新申請の手続きなく、1年間有効期間が延長となります。
- ④ 新規、変更申請については通常どおりの手続きとなります。

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号
滋賀県立精神保健福祉センター
医療連携係
（精神保健福祉手帳、自立支援医療担当）
Tel:077-567-5028
Fax:077-566-5370